

なんぶ 議会だより



第10号

発行 / 南部町議会 編集 / 広報調査特別委員会 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1 TEL0859-66-4804

平成19年3月議会



西伯小学校入学式

目次

3月定例議会 2

19年度一般会計予算

各特別会計 他

18年度一般会計補正予算 他

あなたの請願・陳情はつなりました 4

一般質問ダイジェスト 5

地域振興協議会

西伯病院 / 19年度一般会計

水道統合 / 町財政

西伯給食センター / 人権問題

地域振興区 / 町政運営方針

委員会報告 15

19年度一般会計予算 58億5260万円

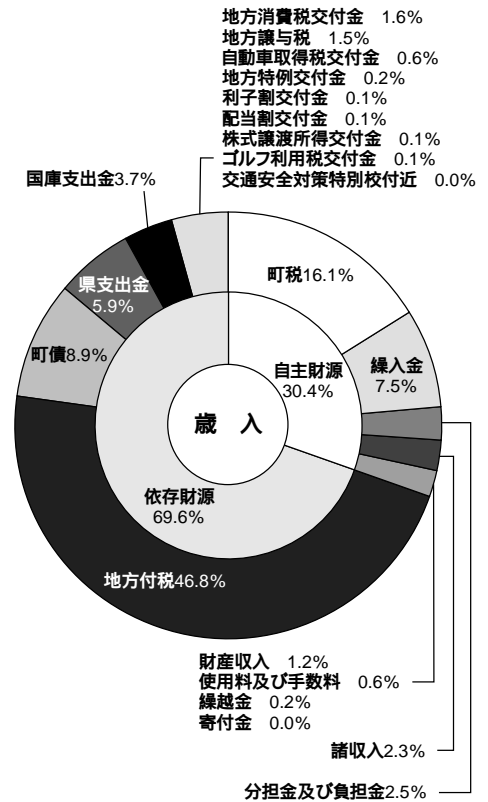
3月定例議会

1 歳入

(一般会計)

(単位:千円)

区 分	平成19年度予算額		平成18年度予算額		差引増減額 (A)-(B)	比較 (A)/(B)
	当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)		
町税	940,333	16.1	865,535	13.2	74,798	108.6
地方譲与税	90,223	1.5	180,201	2.8	89,978	50.1
利子割交付金	5,867	0.1	4,351	0.1	1,516	134.8
配当割交付金	3,340	0.1	2,016	0.0	1,324	165.7
株式譲渡所得割交付金	3,453	0.1	3,627	0.1	174	95.2
地方消費税交付金	96,003	1.6	101,864	1.6	5,861	94.2
ゴルフ場利用税交付金	6,809	0.1	7,161	0.1	352	95.1
自動車取得税交付金	36,226	0.6	37,102	0.6	876	97.6
地方特例交付金	9,557	0.2	21,800	0.3	12,243	43.8
地方交付金	2,742,000	46.8	2,753,000	42.1	11,000	99.6
交通安全対策特別校付近 分担金及び負担金	1,631	0.0	1,631	0.0	0	100.0
分担金及び負担金	144,184	2.5	141,109	2.1	3,075	102.2
使用料金及び手数料	34,315	0.6	61,118	0.9	26,803	56.1
国庫支出金	214,312	3.7	244,857	3.7	30,545	87.5
県支出金	348,696	5.9	357,405	5.5	8,709	97.6
財産収入	68,641	1.2	4,524	0.1	64,117	1,517.3
寄付金	2	0.0	2	0.0	0	100.0
繰入金	440,384	7.5	510,000	7.8	69,616	86.3
繰越金	10,000	0.2	13,339	0.2	3,339	75.0
諸収入	132,826	2.3	121,158	1.8	11,668	109.6
町債	523,800	8.9	1,112,800	17.0	589,000	47.1
(臨時財政対策債)	233,800	4.0	256,600	3.9	22,800	91.1
(臨時財政対策債除く)	290,000	4.9	856,200	13.1	566,200	33.9
合 計	5,852,600	100.0	6,544,600	100.0	692,000	89.4
(再掲)地方交付税+臨時財政対策債)	2,975,800	50.8	3,009,600	46.0	33,800	98.9

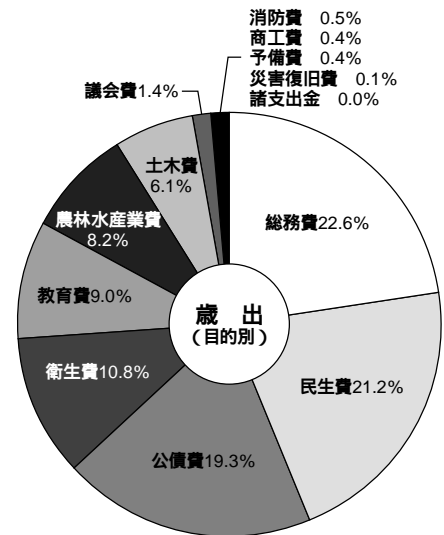


2 歳出

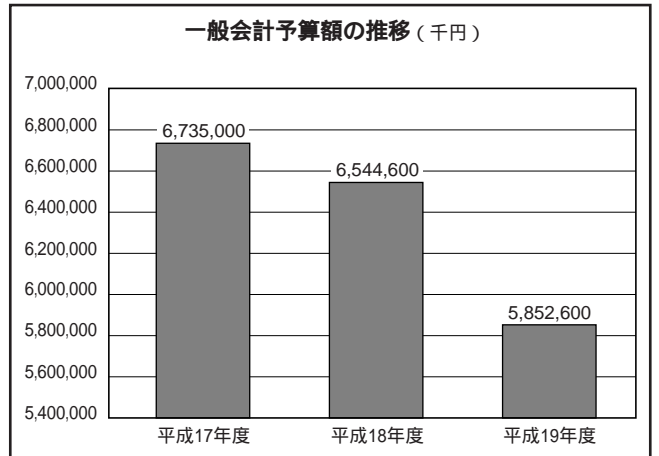
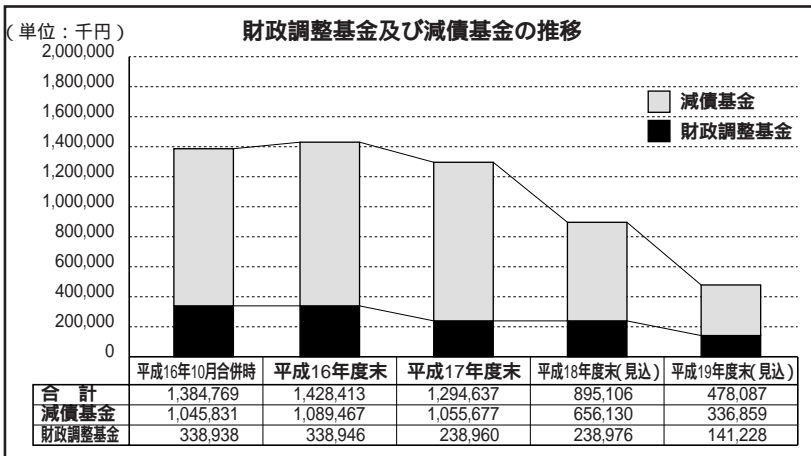
(1) 目的別

(単位:千円)

区 分	平成19年度予算額		平成18年度予算額		差引増減額 (A)-(B)	比較 (A)/(B)
	当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)		
議会費	82,879	1.4	79,588	1.2	3,291	104.1
総務費	1,321,207	22.6	1,609,769	24.6	288,562	82.1
民生費	1,237,949	21.2	1,214,002	18.5	23,947	102.0
衛生費	630,483	10.8	604,230	9.2	26,253	104.3
農林水産業費	479,649	8.2	570,004	8.7	90,355	84.1
商工費	24,679	0.4	23,281	0.4	1,398	106.0
土木費	354,388	6.1	404,006	6.2	49,618	87.7
消防費	32,358	0.5	37,590	0.6	5,232	86.1
教育費	526,794	9.0	889,892	13.6	363,098	59.2
災害復旧費	4,921	0.1	28	0.0	4,893	17,575.0
公債費	1,131,257	19.3	1,098,754	16.8	32,503	103.0
諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	100.0
予備費	26,035	0.4	13,455	0.2	12,580	193.5
合 計	5,852,600	100.0	6,544,600	100.0	692,000	89.4



三月定例会は、三月八日招集され三月二十三日までの十六日間の会期で開かれました。今議会では、十八年度一般会計、特別会計の補正、十九年度一般会計、特別会計の予算、児童クラブ条例、簡易水道施設条例の一部改正、地域振興区の設置に関する条例等が提案されました。十九年度の予算編成基本方針は、事業のゼロからの見直し、ハード事業からソフト事業への転換、受益と負担の公平性確保、補助金等の見直し等重点課題とされ、一般会計の予算規模は合併後始めて六十億円を割り五十八億五千二百六十万円となりました。



議案採決のあらまし

本会議の議案採決に際し、各議員より出された意見のあらましをお知らせします。

南部町地域振興区の設置等に関する条例の制定に対する討論の概要

(反対者発言)

この条例は、全ての地域が立ち上がる目的が立ってから条例化を行なうという町の話と食い違っている。もう一つは、住民側の視点の、自分たちの地域を生き活きとしていくという本来の自治活動が既に起こっている。そういった自主的な活動を支援するのが町の本来の役目である。地域を区切って町民全員参加で行なうべきだというのは、住民自治の立場から反する。いろんな立場から参加すべきであり、この条例には反対する。

(賛成者発言)

参加しない地区に不利益が生じるものではなく、条例を設置し、生き活きとした地域を作ってもらおうと賛成する。

(反対者発言)

地域分権が出来たことが、住民の自己責任があるとは言わない。分権が進んできたときに住民がどのようにしたら政治や自治に参加できるよ、住民が制度的に参加できる住民投票や、自治を守っていくために住民基本条例を作り、町の仕事を明らかにしたり、議会の仕事を明らかに

していく中で、住民の権利とは何かということを考えていくべきである。職員を出して住民を応援していくことは立場が違う。首長には町全体を統括していく責任があり、町民が生き活きと自主的な活動を行なっていくことを保証しなければならぬ。今回の条例は、住民には地域自治とっておきながら、議会では地域振興と変えてくる。町民に十分情報が伝わるようにすることが町長の仕事ではないか。十分時間を置くことが必要であると考えます。

また、全員が入ることを前提とした条例となっているため、やることは町の名によって設置した振興区の会長が住民の声を統括するということになり、自治会でも出来なかったことをやるうとしている。

もう一つ、行財政改革の面からも無駄づかいになると思われる。振興区に出る職員の給料は税金である。まちづくり計画にもお金がいる。少子化問題など大きく国の問題であるが、地域が立ち上がり、職員を二名出すことで解決するような問題ではない。本末転倒であり、結果として町の仕事の押し付け機関でしかないという理由から反対する。

(賛成者発言)

約二年前からこの問題が提起されてきたが、ここに来て地域間に大きな格差が出来てしまった。私が居住する地域はすでに振興区の名称も決まっている。四月十五日には設立総会も予定されている。一年以上に

わたって地区や集落に対する説明会がされているが、他の地区では全くなされていない地区もある。我々の地区では、すでに集落の維持が出来ないところが出てくる。戸数が少なかったり、若い人が少ない集落では、役を掛け持ちで何とか頑張っている。これではもう耐えられないという思いから、地域自治区の話が出たときから多くの皆さんが賛同をしてきた。もちろん反対の方もいるが、そのような方も含めてこれからの地域づくりを役場職員の方とともに進めていくということにいささかも狂いはない。少子高齢化はどんどん進んでいる。一刻も早く条例化をし振興区を立ち上げたい。

(反対者発言)

地域自治区は町が設置するのではなく、住民が自主的な意志に基づき組織し、自主的な活動を行うものでなければならぬ。条例の中に住民の自主性の文言がない。住民説明会で、地域に財源と権限を委譲すると言っていたが、いつの間にか説明会でもその説明がなくなっていた。

また、七振興区に十四名の職員を配置され、七千万とも八千万とも言われる人件費、更に諸経費を入れると一億にもなるという大事業である。この多額を費やして費用対効果があるかどうか疑わしい。一年間凍結をし、もう一度見直すべきである。

(賛成者発言)

町づくりの手法はいろいろであるが、目的とするところは一つである。

地域に住む人たちが生き生きと暮らすことがこの条例案の目的だと考えている。おそらくこのままでは、この町の発展はないであろう。自分たちでやっていく、そしてこの条例案がそれに少しでも近づくものならば、物事をすこし動かしてみたいと思う。立ち止まって考えることも必要だが、今必要なのは物事を動かすことだと思う。最初は効率を優先した地域割りとなり反対をしたが、地域割りも旧校区となった。住民や地域、行政の役割を明確にした基本条例も必要であるが、この条例を元に町を少し動かしたいという思いで賛成する。

（反対者発言）

維持活動の出来ない集落には仕組みを作って支援をすべき。集落の区長が振興区のことをさせられるのは大きなお世話だという類の声を聞いている。このことに関しては十分住民の理解の下にやるのが原則であると思う。

今現在でも例えば文書の配布についてもはつきり決まっていない。無理がある現状でやるべきではない。次に七つの地域に十四人の職員が出るが、今ある公用車が空くのではないか。行財政の試算を行いやる必要があるであり住民も求めている。

（賛成者発言）

今までの南部町の流れをガラッと変える要素を含んだ条例である。地域の自立と住民が主役という意味を含んでいる。今国は道州制の導入を

考えているようであるが、もしそうなるならば市町村に力が無ければ絶対にうまくいかないという話しを聞いた。市町村が力をつけるためには、地域の自立と地域住民の力が必要である。

また、この条例は介護保険の条例のように走りながら直すような要素を含んでいる。年々直しながら活力ある地域づくりが出来るものと信じている。

平成十八年度南部町一般会計補正予算に対する討論の概要

（反対者発言）

ケーブルテレビの保守管理料が高すぎる。日常点検、月の点検、六ヶ月点検が契約で決まっているが、これで月約百五十万円近くのお金がかかる。職員が常駐するわけでもなく、伝送路に関しては目視ということで、施設が新しいのに高すぎるのではないか。

また、給食センターの増工についても、議会の承認もなしに行っている。業者にお金を払いきすぎではないかということでも反対をする。

（賛成者発言）

給食センターの増工についても、教育委員会よりその都度説明・報告がされている。ケーブルテレビの保守管理料についても、わが町の部分はまだ新しいが、他市町村から回ってくる部分と接続されている部分も含んでおり、必要なものと判断される。

あなたの請願・陳情はこうなりました

平成19年3月第2回南部町議会定例会提出

受理番号及び受理年月日	所属委員会	件名及び要旨	提出者	審査結果
陳情第30号 平成18年11月14日	民生	「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情書	鳥取の保育を考える会 会長 石井由加利	継続審査
陳情第32号 平成18年11月24日	総務	地方税制改正に伴う住民負担増の軽減についての陳情	「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」 国民大運動鳥取県実行委員会 実行委員長 村口徳康	継続審査
陳情第1号 平成19年2月2日	総務	労働法制の拡充の意見書採択を求める陳情	国民春闘共闘鳥取県東部地区懇談会 代表幹事 田中 暁	継続審査
陳情第2号 平成19年2月21日	総務	公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情	鳥取県国家公務員労働組合共闘会議 議長 大西真悟	継続審査
陳情第3号 平成19年2月22日	経済	WTO・FTA交渉に関する陳情書	食とみどり、水を守る鳥取県農市民会議 議長 鎌谷広治 他1名	採 択
陳情第4号 平成19年2月23日	経済	大堰（受益鴨部及び落合）の取水障害の改善に関する陳情書	鴨部落合大堰代表 内田昭二	趣旨採択
陳情第5号 平成19年2月26日	民生	「現行保育制度の堅持・拡充」「保育所最低基準の抜本的改善」「保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」に関する意見書提出を求める陳情書	鳥取の保育を考える会 会長 石井由加利	趣旨採択
陳情第6号 平成19年2月28日	総務	「憲法改正手続き法案」の慎重審議を求める陳情	鳥取県西部地区革新懇話会 代表 宮倉 博	継続審査
陳情第7号 平成19年3月2日	総務	「南部町地域自治区の設置に関する条例」案の提案・施行延期について（陳情）	南部町政を考える会 代表 足羽 昇 他1名	不採 択
陳情第8号 平成19年3月6日	総務	南部町地域振興区の設置を地区住民の全員一致の原則により行うようにする陳情書	下阿賀活性の会 会長 石口俊亮	不採 択

一般質問ダイジェスト

その他の質問
地域福祉

細田元教議員



南部中学校新一年生

地域振興協議会

町民に何を望むか、行財政はどうなるか

集落を超えた地域コミュニティの構築を 町長

Q ここに至るまで様々議論されてきたが、住民が生き生きとなるような組織に是非ともしてもらいたい。そして、これは住民主体と思うが、今後は町民に対して何を望んでいるのか、また、この組織が立ち上がり運営が軌道に乗れば、我が町の行財政はどのようになっているのか。

急速に進む高齢社会への対応であり、集落を超えた地域コミュニティを構築し、安心をして、生き生きと生活のできる、支え合い、助け合いの活動を推進し、地域の特色をいかし、その地域にふさわしい地域づくりをしていただきたい。また、行政の持っている情報も公表し、共通認識のもと、長期的な展望に立ち行政と協働して取り組んでいただきたい。一方、行政も簡素で効率的な地方行政体制を整備します。その時の財政状況は予測できないが、住民参加により受益と負担の関係が明らかとなり、予算の効率的な執行と財政運営にも寄与できると考えています。

A 急速に進む高齢社会への対応であり、集落を超えた地域コミュニティを構築し、安心をして、生き生きと生活のできる、支え合い、助け合いの活動を推進し、地域の特色をいかし、その地域にふさわしい地域づくりをしていただきたい。また、行政の持っている情報も公表し、共通認識のもと、長期的な展望に立ち行政と協働して取り組んでいただきたい。一方、行政も簡素で効率的な地方行政体制を整備します。その時の財政状況は予測できないが、住民参加により受益と負担の関係が明らかとなり、予算の効率的な執行と財政運営にも寄与できると考えています。

急速に進む高齢社会への対応であり、集落を超えた地域コミュニティを構築し、安心をして、生き生きと生活のできる、支え合い、助け合いの活動を推進し、地域の特色をいかし、その地域にふさわしい地域づくりをしていただきたい。また、行政の持っている情報も公表し、共通認識のもと、長期的な展望に立ち行政と協働して取り組んでいただきたい。一方、行政も簡素で効率的な地方行政体制を整備します。その時の財政状況は予測できないが、住民参加により受益と負担の関係が明らかとなり、予算の効率的な執行と財政運営にも寄与できると考えています。



東西町地域振興協議会事務所

5

学校教育環境

学校教育環境の活性化

長期的視野に立った対応を！

町長

Q 本町は、それぞれの校区で保育園から小学校、中学校と同じ顔ぶれで上がってくる。高校へ行って始めて新しい出会いでの刺激を受ける。町長の所信表明の中に中学校の統合に少し触れてあったが、移行のための施策を考えているか。また、少子化が進む時代、教育環境を活性化、充実などをどう考えているか。

本町は、それぞれの校区で保育園から小学校、中学校と同じ顔ぶれで上がってくる。高校へ行って始めて新しい出会いでの刺激を受ける。町長の所信表明の中に中学校の統合に少し触れてあったが、移行のための施策を考えているか。また、少子化が進む時代、教育環境を活性化、充実などをどう考えているか。

A 南部、法勝寺両中学校区とも子ども達は同一メンバーで九年間過ごすことになり、子ども同士の間関係が固定化し、緊張感も欠落し、集団の中で鍛えられなくなるのではと心配しています。まずは、校区の見直しを検討し、さらに少子化が進めば、将来統合も視野に入れる必要があると考えます。

南部、法勝寺両中学校区とも子ども達は同一メンバーで九年間過ごすことになり、子ども同士の間関係が固定化し、緊張感も欠落し、集団の中で鍛えられなくなるのではと心配しています。まずは、校区の見直しを検討し、さらに少子化が進めば、将来統合も視野に入れる必要があると考えます。(教育長) 具体的な取り組みは、加配教員の制度を利用し複数学級を作り対応しています。部活などは、人数が減ればある程度絞って実施する事になるかと思えます。

その他の質問

福里団地未分譲宅地

県道改良工事

井田章雄議員



西伯給食センター

改築、耐震補強

会見小学校、第二小学校の改築耐震補強

計画的に耐震補強工事で

町長

Q

平成十七年一月十七日に阪神・淡路大震災が発生し、その教訓を踏まえ一つの定義が示され、その後民間マンション建設等の偽装設計が発覚し、さらに耐震に対する認識が変わってきた。当町でも施設の強度不足が指摘されている。会見小学校の体育館及び旧校舎、また会見第二小学校の体育館の改築を含めた補強の考え方と今後の計画の見通しについて伺う。

A

会見小学校体育館及び第二小学校体育館につきましては、耐震強度が不足しており、合併協議会でも改築の方向が示されています。校舎についても一部強度が不足の箇所があり、今年度に耐震診断及び補強計画の策定を行うよう予算措置を動員しながら計画的に工事をやりたいと考えています。体育館につきましては、改築ではなく耐震補強並びに老朽化対策により対応したいと考えています。御案内のように厳しい財政状況が続くと想定されますので、教育施設の全体的な整備状況を見ながら、年次的、計画的工事に努めてまいります。



会見小学校体育館

集団食中毒

学校給食の危機管理

給食従業員の意識高揚

町長

Q

最近、知育、德育、体育の上に食育が重要な位置づけをされた昨今ですが、鳥取市で一月二十八日に発覚した給食による集団食中毒、及び二月二十三日に米子市教育委員会は調理員家族からノロウイルスが検出されるといふ事態を踏まえ、彦名小学校の給食を中止したことが報道されました。その後東郷小・中学校も調理員からノロウイルスの検出があり、給食が中止されました。当町での予防対策は、

A

本町では県の主催する衛生管理研修会、ビデオによる衛生管理研修など日頃より実施し、細心の注意を払いながら調理業務に従事しております。ノロウイルスによる集団食中毒の発生に伴い、本町の給食センター衛生管理マニュアルにも不十分な点がありましたので、現在見直し作業を急いでいるところです。異常発生や危機に対する連絡体制についても再検討し、直したところです。常に衛生管理に対する意識や緊張感を持ちながら、調理するよう給食従業員の意識高揚に引き続き努めてまいります。

西伯病院について

十八年度経営情状

資金ベースでは黒字

町長

Q 五月一日阿賀地区に広兼クリニックが、オープン予定だが、西伯病院の後任の医師の確保、影響等のような対策を考えておられるのか。

十八年度も残り一ヶ月を切ったが、「たくさん借金して返済大丈夫かな」との声も聞く。十八年度の経営はどのような状況の中で推移しているのか。

A 診療所の開設に伴い、医師一名と看護師一名が退職します。常勤の医師の確保は現時点では困難ですが、診療科間の協力体制、鳥大からの臨時専門医の派遣等で対応します。

十八年度の決算見込は、約五千万円の純損失を見込んでいますが、この中には資金の支出を伴わない減価償却費等が含まれています。十七年度の決算は資金ベースで、百三十六万円の赤字でしたが、十八年度は一億三千万円の資金黒字となる予定です。このような状況で内部留保金として保有できれば、企業償還は十分可能と考えています。



ひろかねクリニック

自治基本条例が必要

検討したい

町長

Q 地域振興区の設置に関する条例は、町民の責務として振興区が行う活動に参加することを規定している。現在不参加を決めている下阿賀自治会に対し、どのような対応で地域活性化を支援されるのか。

次に、国家が憲法という最高規範の下で存立しているように、地方自治体も自治基本条例という規範が必要と考える。住民、議会、執行機関のかかわりの基本を定め、そのもとで町政が運営されなければと考えるがどうか。

A 地域自治組織は任意の組織でありませんが、みんなで地域づくりに取り組んでいただきたいと願っています。組織が立ち上るまでにはまだ時間がありますので引き続き努力したいと思っています。

次に自治基本条例ですが、住民から条例の制定が必要との機運のもとに制定をしたいと考えています。七月から動きはじめる地域振興区の活動が成熟していく中で、機運を的確にとらえ検討をと考えています。又、条例を制定するには町民と議会、そして行政機関が十分に議論を重ねる必要があります。



東西町地域振興会事務局

地域振興区

区分	平成19年度予算額		平成18年度予算額		差引増減額 (A)-(B)	比較 (A)/(B)
	当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)		
町税	940,333	16.1	855,535	13.2	74,798	108.6
地方債返還	90,223	1.5	180,891	2.8	89,978	50.1
母子給付金	5,887	0.1	4,361	0.1	1,516	134.5
配当金交付金	3,340	0.1	2,016	0.1	1,324	166.7
文庫事業補助金交付金	3,453	0.1	1,161	0.1	474	94.2
国土交通省補助金交付金	96,003	1.7	101,864	1.6	5,861	95.5
地方道費交付金	6,809	0.1	37,102	0.6	915	97.5
国土交通省交付金	30,236	0.5	21,800	0.3	8,436	100.0
地方道費用交付金	4,587	0.1	2,753,000	42.1	11,090	102.2
自治体補助金交付金	1,351	0.0	461	0.0	3,075	97.3
国庫補助金交付金	2,587	0.0	1,517.3	0.0	970	97.6
前年度繰入金					97,779	1,517.3
収入						
経費						
区分	当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)	(A)-(B)	(A)/(B)
議会費	82,879	1.4	79,588	1.2	3,291	104.1
総務費	1,321,207	22.6	1,609,769	24.6	288,562	82.1
民生費	1,230,949	21.2	1,214,002	18.5	23,947	102.0
衛生費	630,483	10.8	604,230	9.2	26,253	104.3
農林水産費	479,649	8.2	570,004	8.7	90,355	84.1
商工費	24,679	0.4	23,281	0.4	1,398	106.0
土木費	354,388	6.1	404,006	6.2	49,618	87.7
消防費	32,388	0.5	37,590	0.6	5,202	86.1
教育費	526,794	9.0	889,892	13.6	363,098	59.2
災害復旧費	4,921	0.1	28	0.0	4,893	17,576.0
公債費	1,131,257	19.3	1,098,754	16.8	32,503	103.0
諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	100.0
予備費	26,035	0.4	13,455	0.2	12,580	193.5
合計	5,852,600	100.0	6,544,600	100.0	692,000	89.4

地域振興区

Q 厳しい財政難のなか生き残り自立の町づくりを目指し、権限と財源を移譲するという自治振興区設置の条例制定をされようとしている。提案はやぶさかでないが、上程の条例条文は解釈・理解が困難な関係法例等々に抵触はしないか。
補正修正もなく拙速の条例化には問題である、全町的に住民の理解合意と機運醸成に一年程度猶予が必要と思うが如何か。

条例制定に町民の理解と合意が前提のはずでは

早期立ち上げの要望地域が四月中にも設置 町長

A 一年ほど猶余の提言については、地域自治組織の設立に早く条例制定を希望され振興区の姿を明らかにし、自分たちの取り組みを保障して欲しい旨の地区もあり理解して欲しい。地域振興区が地域の流れや過疎化、少子高齢化の問題等が解消されるわけではないが、町も地域も自己責任において自立し、自分たちの地域は自分たちが責任を持って創っていく気意込みで守っていく必要はない。地方自治法等に抵触はないと考えている。

財政再建団体の回避策等

行政と住民の痛み分けの考えはない

町長

Q 逼迫する財政の中このまま推移すれば、近年中にも財政再建団体に陥る可能性が示されている。住民サービス低下を極力抑え、リスク回避の適切な措置が必要と考える。
回避策として行政改革は不可避のなか、行政の率先垂範は当然であり住民と痛み分けて協力をお願いするべきと思うが認識は... 税過誤納分の国からの交付金は...

A 新年度予算の基本方針は、重点課題に受益と負担の公平性確保、補助金などの見直しと適正な負担をお願いし、効率的な行政の運営で住民サービスの低下を招かないよう努めた。投資的事業を抑制し公債費の負担を平成二十五年度に十億円を下回るように投資的事業の繰り延べや計画の見直しをした。また税の錯誤額については平成十四、十五、十六年度分四千万円が今年度交付され、十七年度分は平成二十一年に約千五百万円交付の見込みです。



動き出した振興区

新年度当初予算

誤納分の国からの交付金は...

一年に約千五百万円交付の見込みです。

宇田川弘議員

水道統合計画

十九年度の取り組み 慢性的な水量不足を解消する

町長

Q 水道の統合計画で、旧西伯町の水道水は、水量が不足しており米子より給水を受けている状態であり、水質も金気が多く南部町の課題と思うが、十九年度の具体的な取り組みを問う。

A 平成十九年度は、会見簡易水道の諸木水源から東西町までを、接続する工事に着手予定であり、諸木から境区の送水管までの接続工事を、簡易水道補助金事業で実施。ニュータウンポンプ場の受水槽、電気工事は、上水道企業債で実施し、総事業費は一億五千万円の予定であり、日量五五〇トンを送水し上水道全体の水量不足は解消され、米子市からの緊急給水を受けることもなくなると考えています。



諸木水源



町道天萬三崎寺内線

道路整備

道路拡幅と交通安全対策

天萬三崎寺内線は計画的に進める

町長

Q 三崎大袋線は福里団地もでき、交通量も多く農繁期には、車の駐車も多く、早急に整備に取り組みべきと考えます。天萬三崎寺内線についても、旧町時に八百四十万円で土地取得を行い、十七年に事業開始の予定であった。十九年度調査が付くとの事であるが、交通安全、地元要望もあり早急に取り組みべきと考えるが、行政の方針を問う。

A 三崎大袋線は幹線農道として整備されたものであり通勤時には、交通量も多く危険を感じる方もあると思いますが、他の時間帯はスムーズに通行されており早急な拡幅は考えていません。天萬三崎寺内線改良については、十九年度に交付金事業として新規に認可申請を行い、認可となれば初年度設計業務、地元協議を行い、二十年度から用地取得と工事着手ができると考えています。

町財政

財政悪化の原因は町長の姿勢では
議会の合意を得ています

町長

Q 本町の財政推計では二年後は赤字に成るとの資料ですが、その原因はなにか。施設建設の中には住民の要求にもとづくものでなく、国の指導で進めた箱物が多く含まれておりその施設の運営管理に係る経費が財政の悪化の一因ではないのか。自治体は住民多数の要求と有効利用に即した施設が原則なのに国の言いなりで建設されたことが財政悪化の原因ではないのか。

A 公共施設は地方自治法や都市計画法に基づき住民の福祉の増進する目的を持ち、その利用に供するための施設と定義され、設置、管理も条例で定めています。本町にも多くの公共施設があります。住民ニーズを酌み取り議会の合意を得て、住民福祉の向上のため投資した資産であります。管理運営には支出が伴いますが、最小経費で最大の効果が生まれる効率的な運営に配慮してまいります。



町関連の施設（ゆうらく）

雇用と所得

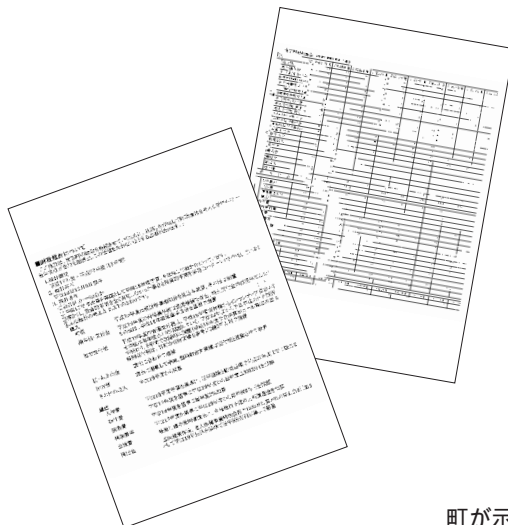
Q いま、大企業は派遣労働者や、下請け企業への低コスト化で賃金の引き下げが進み労働者の権利保障が弱められています。本町の労働者の所得はどのような状況か、町誘致企業の雇用の実態と労基法を守ることを求めているか。町が直接管理また関連職場の格差はどうか。その職場の正職・嘱託・臨時・パートはどのような扱いを受けているのかを聞か。

A 所得層で言えば課税評価額二百万円以下の層が年々増加しています。国、県と比べて所得格差が広がる傾向です。誘致企業は十四社、総社員九八一人うち町内者は三十三・三%正社員八四二人八十五・八%、増加傾向の派遣社員は五社で割合は十三・七%、労働者の雇用と生活安定を図るため正社員の雇用を要請したいと思っています。町関連職場は嘱託六名で月額六二〇〇円、臨時二二名で時給七十五円パートは七一名と把握しています。全員を正職にすることは財政上無理であります。

本町の労働者の所得はどうか

所得格差は広がる傾向です

町長



町が示した財政推計

西伯給食センター業務委託

Q

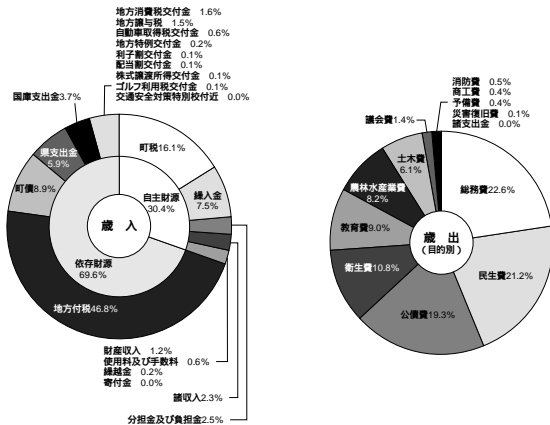
規制緩和、民営化によって公的サービスへの競争的自治を実現することで、財政赤字は減らせるが、切実に福祉を必要としながら、福祉サービスへの対価を支払えない人たちを生活不安に陥れ、結果として社会の不安定化を一層増大させることになる。こうした政策では、今後の高齢化社会は支えられないことは明らかだ。業務委託にあたって、地元食材の供給率向上、労働者の労働条件の向上を求める。

A

自治体の事業を市場原理にゆだねて、町村競争をしていくことは誤りとの指摘は同感です。特に医療福祉分野は社会保障の根幹であり、市場原理を当てはめることに反対です。今回の調理業務等は、より効率的な行財政運営をするものでご理解ください。地元食材は供給率を高めるよう努めます。雇用者の労働条件は、一年後正職員にしていくというお話を伺っています。

地元食材の供給率向上と労働条件向上を求める

供給率向上をはかり、正規雇用の見通しです 町長



住民負担増と町の歳出

Q

合併後の住民負担は大変きびしい現状にある。三人世帯の申告所得一九五万円モデルの計算で所得税、住民税、国保・介護保険料が十七年と十九年の比較で四万五千六百円の負担増である。町長の認識はどうか。また、日興産業の土地買い取り価格と真砂採取権買戻しの執行額はいくらか。福里団地の販売業者の選定は、定期借地のノウハウを持っている業者を調査して選定していないのではないか。

A

モデルの試算ですが、公的負担が増えていることで生活は一層きびくなっていると認識しました。日興産業の真砂の採取権の買い取り金額は三三二万四千円土地の契約額は五、九三五万六千円です。一〇アール当たり五万六千円です。福里団地の販売業者の選定は、定期借地権の分譲という条件から選定業者から辞退の回答があり、姫路リアルティと協定を結びました。町民の暮らしを支えていく町政でありたいと考えています。

町予算の執行に問題があるのではないかと

町民の暮らしを支える町政を目指します 町長



地産地消野菜畑

人権問題

小地域懇談会

反省点を検討する

町長

Q 平成十七・十八年に町内八十二集

落で実施された、小地域懇談会について、各集落の参加状況、会の内容、今後実施するに当り反省すべき点、アンケートの内容、行政職員の参加はどうだったのか問う。

A

十八年度実績として、一〇〇%以上参加された集落、参加が見込めなため三地域は中止になるなど、地域により大きな隔たりがあり、全体として参加率二十四%となり十七年度の二〇・二%に対し、三・八%と若干の増加であり、寝た子を起すすな意見、結婚問題についての発言が多くあったと認識しています。反省点として参加者が少ない事、対象団体の変更、七月から動く予定の地域振興区の意見を参考にしているかどうか等の意見がありました。



残土処分予定地

残土処分計画

安全管理体制は

対応できる業者を選定する

町長

Q

カントリーパーク周辺残土処分の策定内容はどうか。安全管理においても、天候異変が続くなか、夜間でも現場管理の必要が予想されるが、どのような体制をとられるのか。運搬車両についても、徹底した安全教育、車両保険の有無等の確認が必要と思うが、管理の方法はどうか。委託業者の選定についても、公害、災害の発生の恐れのある事業であり慎重な選定が求められるが、どのような選定方法をとられるのか問う。

A

整備地は野球場に面したエリアAと、奥部のBであり、Aは駐車場とし二七四台の駐車見込みであり、Bはサブグラウンド二面と一〇〇台程度の駐車場を考えています。さらに附帯する道路排水路を考えています。安全管理については、天候異変、人為的な災害発生防止のため昼夜を問わない管理体制が必要であり、業者選定においては、地域性、経営内容、事業実績、自然現象に即座に対応できる業者運搬車輛についても同じと考えております。



人権尊重のまち南部町

地域振興区

今自治組織を新しくする理由は

近い未来を予測して新しい制度を

町長

Q

自治の名が消えた振興区設置条例だが、そこにはこれまで説明してきた権限、財源もなく人の配置も明記ができてない。するのは区割を決めたことと、協議会の『町民を統括し意見を集約、調整する』ということだ。これで自治ということか。町長はこれまで自分のできることは自分でとってきているが、町長が自分でできることとしていないことは何か。地域振興区が住民の自治を促す場とは思えない、旧町時代から築いてきた自治運営が現に存在し、金も使い、今自治組織を新しくしなければいけないのか、住民は疑問を持っている。住民と対立しなければできない自治組織とは一体何なのか。少なくとも全住民に条例を配布し、各集落で協議をする時間を保障するべきだ。

A

住民の身近な場所に自治を実感できる場をつくり、行政職員も手助けして一緒に地域づくりを進めていく中で本来の分権自治というものを実践できると考えています。具体的にはすぐ思いつかないが、例えば野の動物や飼い猫、犬が車にひかれて道路にある時、ほとんど行政に連絡があり対応し後始末しています。除雪で玄関前に溜まったものを取ってほしいという方もおられるが、自分の玄関先の雪かきくらははやつていただきたいと思っ

ます。もう喫緊の課題が迫っていると思っています。最初に施政方針で、私の任期中にはということを行っています。本当に困っている集落と必要性を認識してない集落もあると推測しますが、町長はやはり先を見なければならぬと思っ

ます。近い未来を予測し、新しい制度や仕組みを提案して論議していただきたいと思っ

ます。議会にも充分に議論を説明したと考えています。

で、私の任

南部町地域振興区の設置等に関する条例
(目的)
第1条 この条例は、南部町(以下「町」という。)に暮らす住民(以下「町民」という。)が、自らが暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集して様々な活動に取り組む場として、かつ、町が町民の意見を町政の運営に反映し、町民と共に魅力あるまちづくりを行う場として設置する南部町地域振興区(以下「地域振興区」という。)に關し必要な事項を定めることにより、もって地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の2第1項に定める町の原初の意義並びに自立性を高め魅力ある地域づくり及びまちづくりに努めることを目的とする。
(町の責務)
第2条 町は、町民が主体的に地域活動を行い、かつ、町民と共に魅力あるまちづくりを行う場である地域振興区に対し、そこに参加する町民が主体的に活動できるよう積極的な施策を講ずるとともに、必要な支援を行うものとする。
(町民の責務)
第3条 町民は、自らが暮らす地域をより住みやすく、活気のあるものとするため、町民と行政が共にまちづくりを行う場である地域振興区が行う活動に参加するよう努めるものとする。
(地域振興区の区域)
第4条 町民が、主体的に地域活動を行い、かつ、その共同体的意識の形成が可能な一定の区域として、地域振興区を置く。
2 町内における地域振興区は、別表に定めるところとし、その区域は別に定めることによる。
(地域振興協議会)
第5条 地域振興区を統括し、町民の多様な意見の集約及び調整を行い、かつ、地域づくりに係る計画の策定及び計画の実現を目的とし、町と住民による住民組織として、地域振興区に地域振興協議会(以下「協議会」という。)を置く。
2 協議会は、自らが行う地域活動の推進を図るものとする。
3 協議会の組織及び運営については、協議会規約を制定することにより定めるものとする。
第6条 この条例の施行期日は、協議会の設置等に関する条例の制定により定めることとする。

議案第23号
南部町地域振興区の設置等に関する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。
平成19年3月8日 議決
南部町 町長 坂本 昭文
南部町議会議員 森 廣 幹 雄
平成19年3月 日 議決
南部町議会議員 森 廣 幹 雄



西伯小学校

西伯小校舎改修

Q 西伯小学校校舎は十年以上前から老朽化や傷みの激しさから建てかえの要望が出され、地震で更に拍車がかかり、急を要する事業であるとの認識が強くなっていました。その後財政悪化を受け、建て替えから大規模改修へと方針が転換され、プロポーザルにより一気に具体化したと喜んでいました。しかし、今年度校舎に屋根をかけるという予算が登場してきたが、この大規模改修の現在までの事業の進み具合と今後の予定はどうか。

A 西伯小学校は、昭和四十四年に建築されて以来三十九年が経過しており、窓枠やサッシや陸屋根などの構造的な問題も抱えておりまして、大規模改修が急がれることは十分認識しています。しかし、会見小学校校舎の一部と体育館、会見第二小学校体育館についても耐震強度が不足しており、これらも喫緊の課題です。平成十九年度は屋根工事の予算措置をお願いしていますが、台風時には窓枠サッシ周辺部からの吹き込みも懸念されますので、この対策についても財政状況を見ながら、年次の計画的に可能な限り早く実現できるように努力をしてみたいと思います。

大規模改修の行方は

今年度は屋根工事を

町長

町政運営方針

Q 国、県、市町村ともに財政再建が待ったなしの状態になっている。その影響を大きく受け、今議会に上程された十九年度予算も十四年ぶりに六十億円を切る緊縮型の当初予算となった。施政方針の中にある、補助金と扶助費の交付基準の策定、民間委託推進計画の策定、事務事業の評価とは具体的にどういった内容か。また、町の逼迫した財政状況を町民の皆さんに説明する方法としてもっと判りやすい方法はないのか。

A 特に補助金については、効果が不明確または乏しいもの、目的があいまいなものは廃止する方向で検討します。民間委託の推進については、事業の人員費などの総事業費を算出し、費用対効果の検証を行い、民間委託をする事業をリストアップします。事務事業の評価については、各事業の拡大、継続、縮小、廃止を検討し、あわせて優先順位も決定し財政の健全化を図ります。財政状況を判りやすくということについては、近日中にホームページに当初予算を家計にたとえたグラフと表を公表する計画です。

町財政の状況をわかりやすく

町財政を家計に例えて

町長



緑水湖

SAIHAKU TOWN ASSEMBLY REPORT
総務常任委員会

当委員会では、十九年度一般会計予算を含む七議案と六陳情を審査しました。

議案第八号 一般会計補正予算については、給食センターの工事について問題を指摘していた。CATVの保守管理料が減額になっていながら高額の補正で反対、自主でやれば莫大な資金が必要でその部分の委託である。

七千万円の減額補正であり賛成すべき意見もあり採択の結果、可決。

議案第十七号 町条例の整備に関する条例であり全員一致可決。

議案第十八号 特別職非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、地域振興協議会会長及び副会長を、非常勤特別職とするには問題、区長報酬をなくすことは住民の理解が必要、反対である。振興区については賛成であり、金額についても公民館長と農業委員会の職務代理者を想定した金額とのことであるので賛成。採決の結果、可決

議案第十九号 職員給与に

関する条例改正、会計管理者制度より収入役制度のほうが良い。反対意見があつたが、採決の結果可決。

議案第二十号 放課後児童クラブ条例一部改正、子供が減少する中で、国・県・町で三分の一負担というのはおかしい、次世代育成の根幹をなすのが児童クラブであり反対。町の持ち出しが増えてきて、県の補助金も減少してきたことから、若干の値上げも必要であり賛成、採択の結果可決。

議案第二十三号 地域振興区の設置に関する条例制定、修正をすべきとの意見、反対の地区もあるが修正と一緒にできるのか心配、住民が立ち上げた組織を支援すればいい、区割はできないなど賛否多数意見が出たが採決の結果可決。

議案第二十五号 一般会計予算、住民合意ではない振興協議会予算、CATVの管理料、同和予算も終結した方がよいなど反対意見、厳しい予算額であり、保守管理料についても、行政で他町と一緒に値下げをお願いすると聞いている。賛成意見、採決の結果可決。

陳情

「南部町地域自治区の設定に関する条例」案の提案、施行延期については、住民の中にはこういう意見があるので議会で採択すべきである。職員については将来的には地域の活性化となつてかえつてくれば、投資効果になりうる。など多くの意見も活発に出たが採決の結果不採択。

南部町地域振興区の設置を地区住民の全員一致の原則により行うようにする陳情書は、全員一致の原則で行つことは、住民が待ってくれといっているのだから、待てば良い。両長田は先行しており、その地域のなかでも反対の声が二丁三はあるがその反対をして延期ということにはならない。採択の結果不採択。

NANBU TOWN ASSEMBLY REPORT
民生常任委員会

当委員会に付託を受けた議案は、十二議案、陳情二件であった。

議案第八号 十八年度南部町一般会計補正予算。第九号



ニュータウン住宅生活支援ハウス(つどい)

十八年度国民健康保険特別会計補正予算は共に全員一致で可決。

議案第十号 十八年度住宅

資金貸付事業特別会計補正予算は、一般会計より補填する分について反対意見があつたが賛成多数により可決。

議案第十六号 十八年度病

院事業会計補正予算は、全員一致で可決すべきと決した。

議案第二十五号 十九年度

一般会計予算(連合審査)は、子育て支援、障害者支援等の、

負担増についての反対があつたが、本町財政状況、国の施策方針により賛成多数で可決すべきと決した。

議案第二十六号 国民健康

保険特別会計予算は、負担軽減を求める意見があつたが賛成多数により可決。

議案第二十七号 十九年度

老人保健特別会計予算も賛成多数により可決。

議案第二十八号 南部町介

護サービス事業特別会計予算は、全員一致で可決。

議案第二十九号 十九年度住宅資金貸付事業と区別会計予算は、賛成多数により可決と決した。

議案第三十四号 十九年度墓苑事業特別会計予算は、全員一致で可決すべきと決した。

議案第三十七号 十九年度病院事業会計予算は、国の制度改悪に反対すべき、賛成意見として在宅支援等住民のために役立つている。経営が厳しい現状で、黒字経営となっている等の意見があり賛成多数により可決と決した。

議案第三十八号 十九年度在宅生活支援事業会計予算は、全員一致で可決。

陳情「保育・学童保育・子育て支援施設の拡充と予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情は全員一致で継続審査と決した。「現行保育制度の堅持、拡充」「保育所最低基準の抜本的改善」「保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」に関する意見書提出を求める陳情は全員一致で趣旨採択と決した。

経済常任委員会

経済常任委員会に付託された議案は十六件陳情は二件であった。実績に伴う増減である、十八年度一般会計補正予算は、当委員会の所轄部分について総額は減となった反対意見はなく可決すべきと決した。

各事業特別会計補正予算は、農業集

落排水会計、浄化槽整備会計、公共下水道会計、建設残土処分場会計、水道会計は、それぞれ実績にとまなう増減であり可決すべきものと決した。

南部町営住宅条例の一部改正についてはケーブルテレビの聴視料を入居者の負担とする内容であり可決すべきと決した。

南部町簡易水道施設条例の一部改正については、西伯給水区域への使用水量料金の均一化をする内容で当該区域は負担増になり反対、料金の統一は必要と賛成の両論あり採決により可決すべきと決した。

町道路線の認定については、西伯病院南方の新宮谷川堤防であり可決すべきものと決した。

十九年度一般会計予算は町営住宅の改築が含まれている、前年に比べ減額計上され、特に農林業に対しての減額に賛否両論あり採決により可決すべきものと決した。

以下それぞれの、十九年度南部町特別事業会計予算について、簡易水道会計は、上水道の安定給水のための工事が簡易水道会計からの支出には反対、有利な補助金の利用が可能であり賛成の両論あり採決により可決すべきと決した。

農業集落排水会計は、事業は終了しており加入増が予測され一般会計からの繰り入れ金は前年より減となった、

分担金の不均一の理由で意見があったが可決すべきと決した。

浄化槽整備会計は今年度五十基の新設予定であり分担金の不均一の理由で意見があったが可決すべきと決した。

公共下水道会計は、管路工事は終了し、本年度は西伯第二処理場の建設工事が予定されている、会見地区の汚泥をみのりの里での処理の可能性については、日吉津、大山の合意の取り付けと脱水車の購入も必要であり早期実施の見込は出来ない、分担金の不均一の原因で意見があったが可決すべきと決した。

建設残土処分場会計は、全員一致可決すべきと決した。

水道会計は、簡易水道予算での工事計画と料金の引き下げの意見が出たが可決すべきと決した。

陳情

第三号、WTO、FTA交渉に関する陳情は、外国から大量の農産物の輸入は減らして、自給率を高め日本農業を守る必要があるとの意見の一致で採択をし意見書を政府に提出することに決した。

四号、大堰の取水障害の改善に関する陳情は、現場を調査し審査した、国道下を横断した大掛かりの工事が見込まれる県にも要望が出されており趣旨採択と決した。

あとかぎ

桜の花の開花と共に新一年生が、小・中学校に入学してきた。新しい年度の始まりは、いつもまぶしく輝いている。

町では、地域振興区のトップを切って四月十五日「南さいはく地域振興協議会」が、両長田地区で発足した。

急速に高齢化した地域が共に助け合い、その中で自分たちでできることは自らが努力し地域を守っていく。けしてまちがった手法ではない。

南さいはく地域振興協議会会長の「子どもたちが地区の行事に気軽に参加してもらえような仕掛けや、地区外に出た若者たちが戻りやすい環境を作っていきたい。地区外に対しても山菜以外の地域資源をもっと積極的にアピールしていければ」との抱負のとおり、その成果が期待される。

残る六地区でも六月末までに発足する予定であるが、それぞれの地区の状況は異なっており、特色のある地域作りが望まれる。

